横須賀市体育功労者表彰要綱

(総則)

第1条 体育の普及振興のため各種スポーツの奨励及び普及に貢献し、並びに 地域体育振興活動の推進力として献身的に努力を傾け、顕著な成果を挙げた体 育関係者及び社会体育団体に対する表彰については、この要綱の定めるとこ ろによる。

(表彰の対象)

- 第2条 表彰を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するおおむね45歳以上の者で、スポーツ協会若しくは体育関係団体又は横須賀市の推薦に基づいて、体育功労者選考委員会条例(平成25年横須賀市条例第25号)に規定する横須賀市体育功労者選考委員会(以下「選考委員会」という。)において選考されたものとする。
 - (1)15年以上引き続いて体育振興に顕著な功績を挙げたもの
- (2) 体育振興発展のため価値ある研究をしたもの
- (3) その他体育振興のため特に顕著な功績が認められたもの

(選考委員会)

- 第3条 選考委員会の委員は、次のとおりとする。
 - (1) 横須賀市スポーツ推進審議会代表 1名
 - (2) 横須賀市スポーツ協会代表 1名
 - (3) 横須賀市スポーツ推進委員協議会代表 1名
- (4) 横須賀市スポーツ少年団代表 1名
- (5) 横須賀市レクリエーション協会代表 1名
- (6) 横須賀市学校体育団体代表 1名
- (7) 市長が指名する文化スポーツ観光部職員 2名

(審査等の基準)

- 第4条 体育功労者の推薦及び選考委員会における審査は、次の基準により行 うものとする。
 - (1)被表彰候補者は、各種団体、地域、事業所において、永年にわたり体育 の普及奨励のため管理運営面や指導に率先てい身した者であること。
 - (2) 現在も体育を熱心に指導している者であること。
 - (3) 過去において、この表彰を受けたことのない者であること。
- (4) 事業所等において功績のある者については、事業所以外の体育振興にも 相当の成果を挙げている者であること。
- (5)被表彰候補者の推薦については、各団体とも1名を原則とする。
- (6)次のものは、被推薦候補者とはしない。

- ア 単に体育関係団体の名目的役職の地位にある者
- イ 財政的に援助をしたにすぎない者
- ウ 公務員として本務にあたっている者
- エ 法定後見制度の適用を受けた者及び公民権を停止されている者

(表彰の方法)

第5条 表彰は、毎年1回表彰状を刻印した楯を贈呈して行う。ただし、特別 の必要があると認めるときは、表彰回数を増やすことができる。

(その他)

第6条 この要綱の実施について必要な事項は、文化スポーツ観光部長が別に 定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 横須賀市体育功労者表彰要綱(昭和45年4月1日制定)は、廃止する。附 則
- この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。